

『学生納付特例制度及び学生納付特例事務法人制度』に関する よくあるご質問と事務担当の皆様の声

※ふきだし内は学生納付特例事務法人の指定を受けられた学校の事務担当者様の声です。

Q1 学生納付特例の申請をするとどうなるの？

- A：学生納付特例の申請が承認された場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。承認を受けた期間は、将来年金を受け取るために必要な期間に算入されますので、万が一この期間中に受けた病気やけがで障害が残ったときに、障害年金を受け取ることができます。ただし、老齢年金については、期間中の保険料を納めない分、保険料を納めたときより将来受け取る年金額が少なくなります。
- （保険料を納めず学生納付特例も承認されていない期間は、年金の期間に算入されないだけでなく、この期間中に起きた病気やけがで障害が残っても、障害年金を受け取ることができません。）
- いずれにしても、保険料が納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例の申請をお願いします。



Q2 学生納付特例を申請しないで、国民年金の保険料を納めたら、メリットはありますか？

- A：国民年金保険料を納めれば、将来受け取る年金額が増えます。また、税金の手続き等において、納めた保険料の全額が所得から控除となります。（親が子の保険料を納めた場合、親の所得控除となります。）
- 保険料は、納付書、クレジットカード及び口座振替で納めることができますが、まとめて納める「前納（前払い）」を利用すると割引があります。2年分を口座振替で一括前納すると15,840円の割引額となります（学生納付特例を申請すると、この割引は受けられません。）。前納のお申し込みは遡ってできませんので、お早めに市（区）役所、町村役場または年金事務所へご相談ください。

年金の重要性は認識しており、学生のために指定を受けました。事務が心配でしたが、けっこう簡単で安心しました。

（埼玉県：学校 S）



Q3 学生時期は収入がないので学生納付特例制度を利用するが、国民年金のメリットを考え、卒業後就職して、そのときに国民年金保険料を納めたいと思うができるの？

A：学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めることができます（追納といいます。）。ただし、納めるのが遅くなる（承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する）場合は、当時の保険料額に一定額が加算され、その額は遅くなるほど多くなります。

追納すれば、年金額が増え、追納した保険料は、税金の手続きで所得控除となりますので、お早めに追納することをおすすめします！

なお、追納の場合は、前納での納付はできません。

Q4 学生納付特例事務法人の指定を受けた後、学校が行う事務にはどのようなものがあるの？

A：次の事務があります。

① 学生から提出のあった学生納付特例申請書について

- ・受付・記載漏れ等の確認、受付管理簿の作成
- ・日本年金機構（事務センター）への申請書の送付（費用は原則日本年金機構が負担）
- ・各月における取扱件数の報告（取扱がない月は不要）

※ 受付1件につき、500円の手数料が日本年金機構から支払われます。

（国や地方公共団体が設置する施設は、公務で代行事務を行っていただくため、手数料のお支払いはありません。）

② 学生へ「学生納付特例申請書受付の代行事務」を行っている旨の周知をお願いします。



Q5 年金のことはよくわからないから、学生に質問をされたら困るのですが…

A：年金のことなら、日本年金機構（年金事務所）へいつでもご相談ください。

専用の「ねんきんダイヤル」もありますのでご利用ください。

また、日本年金機構（年金事務所）では、「学生向け年金セミナー」を行っています。

こちら是非ご利用ください！

関東信越厚生局と日本年金機構の職員の方に、直接説明をしていただき、とてもよくわかったので、指定を受けることにしました。

（千葉県：学校K）



関東信越厚生局管内では、おかげさまで学生納付特例事務法人の指定が115法人となりました。（令和2年8月1日時点）
管内の学生納付特例事務法人の指定一覧は関東信越厚生局HP（「関東信越厚生局 学生特例」検索）をご覧ください。